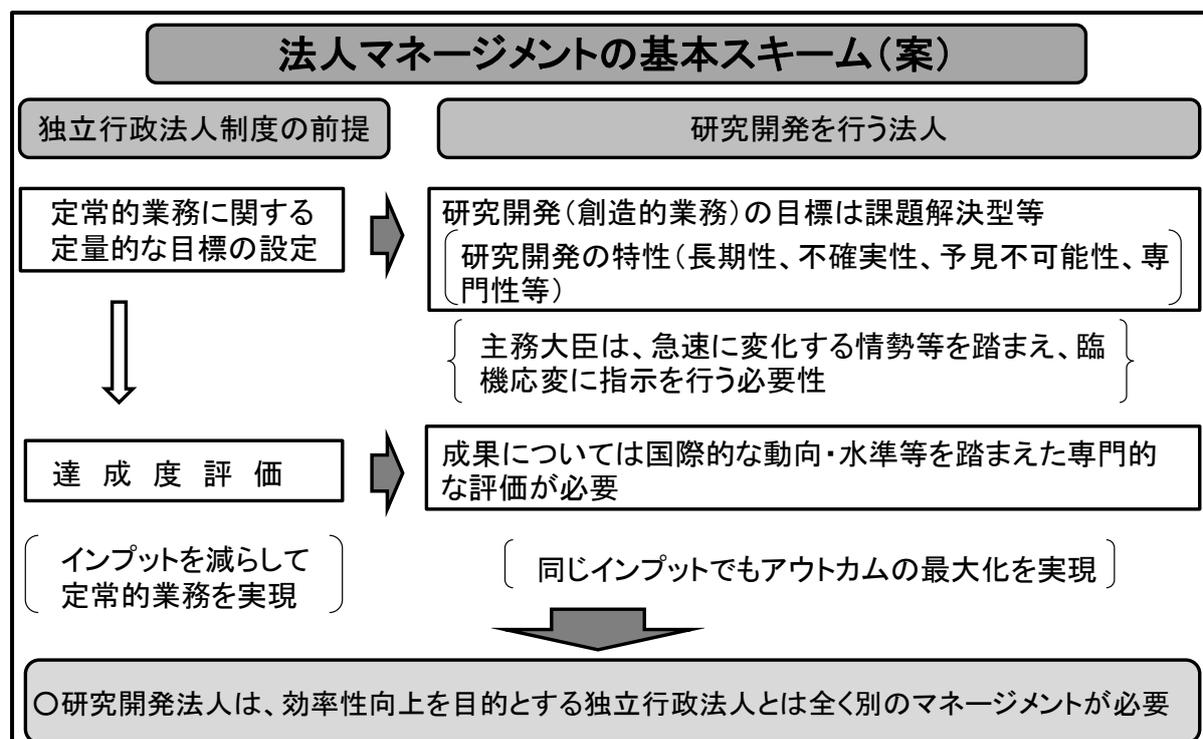


平成25年10月23日

新たな研究開発法人制度について（骨子案）

1. 新たな研究開発法人制度のあるべき姿



世界で最もイノベーションに適した国を創るため、大学や企業では取り組みがたい課題を国家戦略として実施する研究開発法人の役割は極めて重要。

厳しい財政状況の下、研究開発法人には、研究者の能力を最大限引き出すことにより、投入予算に対して最大の成果を獲得することが求められる。

このため、成長戦略に資する行政改革により、世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度の創設が必要。新たな研究開発法人制度のあるべき姿は以下のとおり。

(1) 制度目的

新たな研究開発法人制度は、効率化を前提としつつも、研究開発成果の最大化を目的とし、この目的に沿った制度設計・運用を行うべき。

(2) 法人の位置づけとミッションの明確化

新たな研究開発法人は、大学や企業では取り組みがたい研究開発を、国家戦略として実施する機関であることを明確化するとともに、各法人が担う個別のミッションを明確化。

(3) 目標設定

研究開発の特性から、定量的な達成目標を設定することは困難な場合もあり、目標は課題解決型とする。

(4) 評価

成果については、国際水準を踏まえるとともに、新規性や革新性を勘案した専門的評価を実施。この際、課題に対するソリューションとなっているかを確認することが重要。

また、研究者の能力を如何に発揮させたかといった観点から、法人の長のマネジメントを評価することも必要。

(5) 国家戦略の徹底

法人の長の裁量を確保し、柔軟な組織運営を可能とする一方で、急速に変化する情勢等を踏まえ、主務大臣が臨機応変に必要な指示を行う。

(6) 世界の頭脳の内部化

人事制度の改革、柔軟な給与設定等により、世界の頭脳を日本に集め、海外の資源を内部化。

(7) 研究開発の特性を踏まえた制度運用

研究開発成果の最大化という目的の下、戦略的な随意契約など、研究開発の特性を踏まえた運用を行うことで、費用対効果を向上。

2. 独法制度下の問題点

世界的な研究開発成果が求められる法人が、業務の効率化を主目的とした独法制度下に置かれたため、独法原理に基づく、法令、閣議決定、制度運用などにより、以下のような問題点が発生。これらの問題点は、効率化を主目的とする法体系の中での運用改善では対応が困難であり、研究成果を最大化する目的の下で対応すべき。

- (1) 効率化を中心とする達成度評価が行われ、研究開発の成果に対する専門的評価が適切に実施されない。
- (2) 研究開発の特性にもかかわらず、他の独法と同様の制度運用が行われ、調達など多くの点で非合理的な状況、無駄が発生。
- (3) 国の業務を効率的に実施させるという独法原理から、給与水準は公務員並び、理事長の給与は次官の範囲内、運営費交付金は数値目標に基づいて効率化などとされ、海外の優秀な研究者を獲得できないばかりか、むしろ日本人研究者が国外に流出。 等

3. 独法制度の趣旨と研究開発の特性

- (1) 独法制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の理念を実現するため創設。業務の効率性と質の向上を図ることが目的。
- (2) 同制度のモデルは、公的部門の財政コストを下げるため、民間企業の効率化の原理を行政組織に適用した英国のエージェンシー制度。効率化の数値目標を設定してその達成度を評価するもので、定型的業務の効率化を狙いとしたもの。
- (3) 一方、研究開発は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を有し、定量的な目標設定及びその達成度の測定（明確な客観的評価）が困難であるが、我が国においては研究開発を実施する法人についても独法制度を適用してしまったことが問題。

(4) 厳しい国際競争の中で世界的な成果が求められる研究開発法人については、インプット（投入資金）を如何に減らすかではなく、同じインプットでアウトプットを如何に大きくしていくかという視点が必要であり、研究開発成果の最大化を第一目的とする新たなマネジメントシステムの構築が必要。